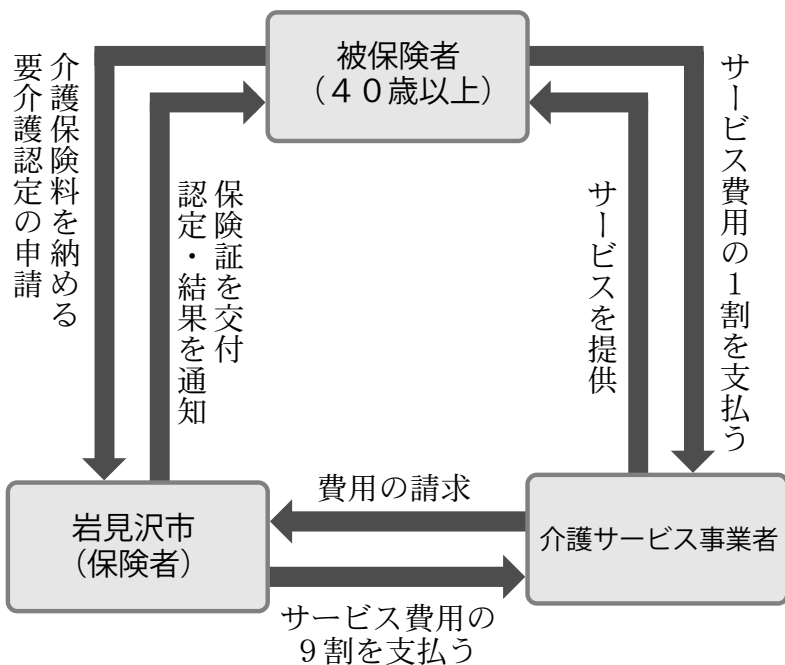


11月11日は介護の日

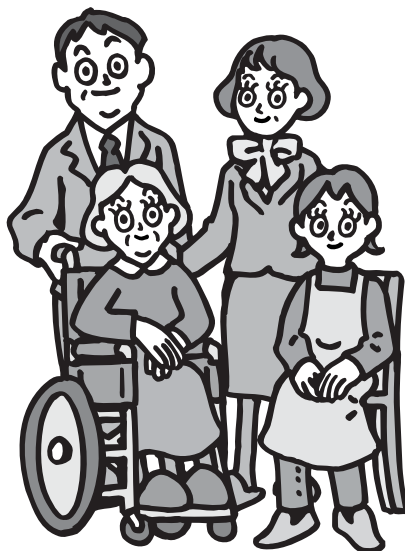
支え合うこころ 介護保険

《介護保険制度のしくみ》



介護保険とは

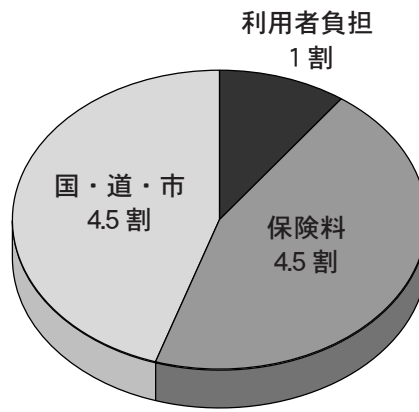
介護保険は、介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活が送れるよう、社会全体で支援する仕組みです。次のページでは介護保険サービス費用の内訳と手続きについて説明します。



自分は、健康だから介護なんて関係ないと思ってしまうませんか。高齢になると、脳や身体の機能低下や、突然のケガ、病気などによって、介護が必要になることがあります。介護保険は、介護が必要な人や介護する家族の負担を社会全体で支える制度です。今月号では、介護保険を活用し、いつまでも楽しく生活するために、介護保険の制度や手続きを学びましょう。

介護保険サービスの費用の内訳

介護保険サービスを利用するための費用は、まず、利用者本人が1割を負担します。残りの9割のうち半分を被保険者の保険料で、残りの半分を国・道・市で負担します。



次のような流れで、利用できるサービスが決まります。
まずは申請を！

申請(本人・家族)

お近くの窓口(市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター)で申請してください。

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証

要介護度を定めるための審査・判定 要介護認定

認定審査結果

要介護 1
～
要介護 5

要支援 1
要支援 2

非該当

介護サービス利用計画 (ケアプラン)

居宅サービスの利用を希望する場合は、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

介護予防サービス利用計画 (介護予防ケアプラン)

介護予防サービスの利用を希望する場合は、地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成します。

介護サービス

利用できるサービス
① ② ③ ④ ⑤

介護予防サービス

利用できるサービス
① ② ③ ⑤

地域支援事業

利用できるサービス
⑥

次のページの①～⑥各サービスが利用できます

介護保険サービス

介護保険で利用できるサービスには、要介護1～5と認定された方が利用できる「介護サービス」と要支援1・2と認定された方が利用できる「介護予防サービス」があります。

また、要介護の判定を受けて、非該当と判定された方は、これからも元気で、介護が必要とならないように、「地域支援事業」を受けることができます。

④訪問サービス

- 訪問介護(ホームヘルプ)
- 訪問入浴介護
- 居宅療養管理指導
- 訪問看護

利用できる方

要支援1・2、要介護1～5

⑤短期入所サービス

- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

利用できる方

要支援1・2、要介護1～5

⑥通所サービス

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリ(デイケア)

利用できる方

要支援1・2、要介護1～5

⑦施設系サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 特定施設入居者生活介護

利用できる方

要介護1～5

⑧地域密着型サービス

岩見沢市に住所がある方のみ利用可。

- 認知症対応型通所介護
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

※要支援1は利用不可。

- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

※要支援1・2は利用不可。

利用できる方

要支援1・2、要介護1～5

⑨地域支援事業

- 運動機能向上プログラム
- 栄養改善プログラム
- 口腔機能向上プログラム

利用できる方

非該当と判定された方

お困りのことはありませんか

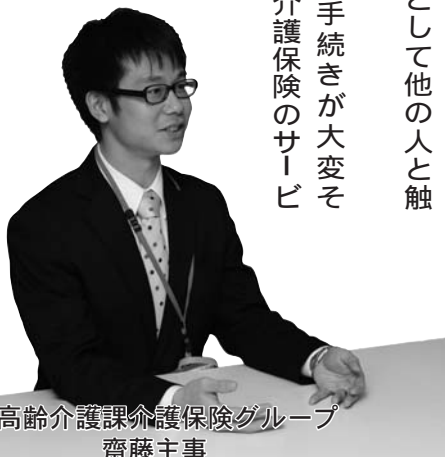
高齢の方で、最近、調理や掃除が大変になって手伝いが欲しい、足腰が弱ってきて出歩くことがつらいなど、日常生活での困りごとはありませんか。

そんなときには、介護保険のサービスで解決できることがあります。

例えば、訪問介護を利用すると、調理や掃除などの介助を受けることができます。通所サービスは、身体機能維持を図りながら憩いの場として他の人と触れ合うことができます。

「介護に抵抗感がある」、「手続きが大変そう」って思っていませんか。介護保険のサービスには様々な種類がありまして、申請の手続きも難しくありません。家族の方が申請することもできます。

決して一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。



市高齢介護課介護保険グループ 齋藤主事

市民の皆さんも、自分や身近にいる方が介護を必要になっても地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう、社会全体で支援する介護保険を正しく利用しましょう。

問合せ先 市高齢介護課
介護保険グループ